

「歴史的課題への挑戦と未来への確かな布石」の
実現に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

Ⅲ 地方自治の確立

■地方自主権の確立



1 地方分権改革の着実な推進【一部新規】



要望先：内閣府、総務省、財務省等各府省
県担当課：企画総務課

◆提案・要望

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- (1) 地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の移譲を進めること。
- (2) 地方制度調査会等を通じた国と地方のあり方等の検討については、地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。
- (3) 国の補充的な指示は、第33次地方制度調査会における慎重意見や地方が示している提言等に留意し、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること。

<義務付け・枠付けの見直し>

- (4) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (5) 地方の自由度を高めるために、今後は、「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。
- (6) 計画等の策定においては、「ナビゲーション・ガイド」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」で示された原則が実効性を持つように運用すること。また、必要性の低下が見られる計画の統廃合や政策立案・法案作成時の遵守状況の内閣府への報告など、地方負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- (7) 「地方分権に関する提案募集制度」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (8) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (9) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
- ・ 累次の地方分権一括法等により地方分権改革は一步ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等の見直しは不十分であり、道半ばである。

<国と地方の役割分担の適切な見直し及び事務・権限の移譲の推進等>

- ・ 地方自治法第1条の2第2項において、国は住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担しなければならないとしている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、国と地方の役割分担等について検討した第33次地方制度調査会答申に基づき、国がまとめた地方自治法改正案には国の補充的な指示権が規定されており、憲法で保障された地方自治の本旨や平成12年の地方分権一括法によって構築された国と地方公共団体の関係の一般ルールに鑑み、国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある。
- ・ 全国知事会は、国の補充的な指示については、安易に行使されることのないようにするとともに、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、事前に地方公共団体と協議・調整することを強く求めている。

<義務付け・枠付けの見直し>

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集制度」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない。
- ・ 特に、近年、法令上は努力義務規定や「できる」規定であるものの、計画策定が国庫補助金交付等の要件とされるなど、財政的インセンティブを絡めるケースも見受けられる。
- ・ 令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討すること、その上で、計画によらざるを得ないと考えられる場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めること、さらに既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表することなどの原則が示された。
- ・ 今後、これらの原則が実効性を持つように運用されるとともに、計画等の策定による地方負担の軽減に資する具体的な更なる取組が期待されることである。

<「地方分権に関する提案募集制度」による改革の推進>

- ・ 令和5年の提案募集制度で、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」と整理されたものは、全国で88.1%（176件のうち155件）、本県では100%（9件のうち9件）である。
- ・ 一方で、本県が求めた内容に応えない形で「実現・対応」と整理されるなど、地方が求めている内容に応えていないものも含まれている。
- ・ また、各府省との調整の対象外と整理される提案も一定数あり、特に「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多いが、制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。
- ・ 「関係行政機関に対する調査・照会権限の規定を建設業法に追加する」令和3年本県提案について、関係行政機関から必要な情報が回答されない事例を示したにもかかわらず、「現行制度でも関係行政機関等への調査を行うことができる」と整理され、関係府省との調整がなされなかった。

2 道州制の議論



要望先 : 内閣官房
県担当課 : 企画総務課

◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」(平成25年1月)及び「道州制の基本法案について」(平成25年7月)を十分踏まえること。
- (2) 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」、「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」、「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

3 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進



要望先 : 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課 : 行政・デジタル改革課

◆提案・要望

特区を規制改革の突破口とし、あらゆる分野への多彩な提案を経済成長のエンジンとしていくため、地方自治体にとって使いやすく、実効性を伴う特区制度に改良しながら強力で推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特区制度は時代の要請に応じて変遷を重ねており、当初は幅広い分野で提案が採択されたが、近年はスーパーシティ、デジタル田園都市など国主導プロジェクトに直結する高度な事業に採択が限定されている。
- ・ それ以外の提案の取扱いは、各府省庁による検討結果がホームページで公表されるのみであり、「規制の撤廃は困難」という回答結果も目立つ。特区提案に対するモチベーションを低下させないためにも、制度の再設計や運用の改善が求められる。

■自治財政権の確立



1 地方税財源の充実・確保



要望先 : 総務省、財務省、経済産業省、国土交通省
県担当課 : 市町村課、税務課

◆提案・要望

<国と地方の配分>

- (1) 国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

<車体課税>

- (2) 車体課税については、令和6年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行うこととされたが、地方にとって貴重な財源であることから、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

また、自動車税・軽自動車税（環境性能割及び種別割）の未申告・未納付を防止するため、自動車の新規登録時に未申告・未納付の場合は車検証及びナンバープレートが交付されないよう、道路運送車両法において自動車税・軽自動車税の納税を確認する規定を設けること。

<固定資産税>

- (3) 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税するものであり、安定的な税収の確保が望める市町村の重要な基幹税目であることから、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わず、国の経済対策に用いないこと。
- (4) 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置といった経済対策としての軽減措置は、その期限の到来をもって確実に終了させること。

◆本県の現状・課題等

<国と地方の配分>

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は44対56であるのに対し、国と地方の税収の割合は64対36となっている（令和4年度決算額）。
- ・ 人口一人当たりの税収額の都道府県格差が最も大きい地方法人二税においては、令和元年10月に創設された特別法人事業税・譲与税制度により、5.9倍の格差が3.4倍まで是正されている（令和4年度決算額）。
- ・ しかし、地方税全体でも最大2.3倍（令和4年度決算額）の格差がある以上、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が必要である。

○人口一人当たりの税収額の比較（令和4年度決算額）

	地方税全体	法人二税	法人二税 (偏在是正後)	地方消費税 (清算後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.3倍	5.9倍	3.4倍	1.3倍	2.5倍	2.3倍

<車体課税>

- ・ 令和6年度与党税制改正大綱では、自動車関係諸税の見直しについて、「国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」こととされた。
- ・ 自動車関係諸税は本県の県税収入の約11.0%（令和5年度当初予算額）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、地方税収が減収となるような見直しは行われるべきではない。
- ・ 道路運送車両法では、自動車の新規登録時の納税確認対象が自動車重量税だけとされ、自動車税・軽自動車税（環境性能割及び種別割）が未申告・未納付であっても車検証及びナンバープレートが交付されることから、未申告・未納付の場合でも公道を走行することができてしまうという課題があるため、道路運送車両法を改正し、新規登録時に未申告・未納付を防止するための仕組を構築することが必要である。

<固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占める重要な基幹税目となっており、固定資産税収に占める割合は、おおよそ土地42%、家屋44%、償却資産14%となっている。（令和4年度決算）。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。
- ・ 平成30年度に創設された生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置は、令和5年3月31日の期限の到来をもって廃止されたものの、令和5年度税制改正において、令和7年3月31日までの2年間の時限的措置として、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置が創設された。

2 地方交付税総額等の確保・充実等と臨時財政対策債の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省
県担当課：財政課、市町村課

◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、こども・子育て支援加速化プランにおける地方負担分を含む社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、物価高等による自治体サービス等に係る経費の増加も踏まえ、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置による対応ではなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により抜本的な解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、速やかに廃止し地方交付税に復元すること。また廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において財政力の高い都市部の自治体へ過度な傾斜配分とならないよう留意すること。
- (5) 物価高の影響の長期化により対策を講じる場合は、物価高が全国的な課題であることから国において統一的に対策を講じることを基本とし、地方において国の対策を補完するなど一定の対策を求める場合は、地方財政計画において物価高対策に係る経費が計上されていないことから、地方創生臨時交付金などにより地方が必要とする財源の全額を確保すること。

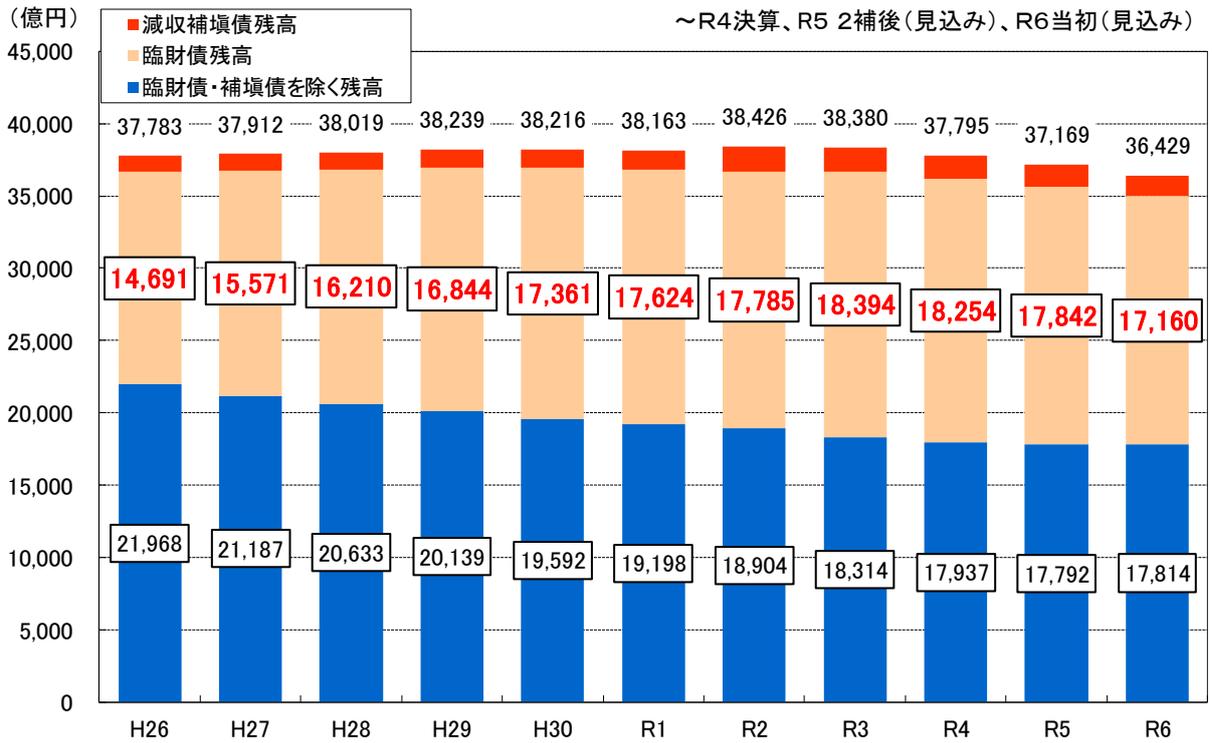
◆本県の現状・課題等

- ・ 令和6年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.6兆円上回る62.7兆円が確保された。また、地方交付税総額について前年度を0.3兆円上回る18.7兆円が確保された。
- ・ 地方税は、定額減税の影響により前年度を0.1兆円下回る42.7兆円となったが、定額減税による個人住民税の減収分については全額を国費である地方特例交付金により補填することとされたため、定額減税の影響を除くと実質的に前年度を0.8兆円上回る43.7兆円となった。
- ・ これにより、令和6年度は令和5年度に引き続き3年連続で折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が前年度から0.5兆円減の0.5兆円となり、制度創設以来最少であった令和5年度からさらに減少した。
- ・ 主な歳出の項目では、「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分の増として、全額の2,251億円が地方財政計画に計上されるとともに、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、一般行政経費（単独）が1,000億円増額された。

- ・ また、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費」500億円が計上され、こども・子育て支援事業債が創設された。
- ・ さらに、給与改定・会計年度任用職員勤勉手当の支給に係る所要額として5,077億円が計上されるとともに、物価高への対応として学校など自治体施設の光熱費高騰のほかごみ収集や学校給食など自治体サービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、令和5年度に引き続き一般行政経費（単独）に700億円が計上された。
- ・ 地方財政計画の規模、水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額はいずれも過去最大を更新する中、地方税等の増収を背景に、地方交付税は平成15年度以降では最大となる18.7兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債が過去最少となったこと、過去の国税減額補正に伴う精算の前倒し等がなされたことは、地方財政の健全化に向けたものとして評価できる。
- ・ しかしながら、制度創設以来最少とはいえ臨時財政対策債の発行による地方財源不足の補填が依然として継続していることには変わりはなく、財源不足の解消に向けては、地方交付税の法定率の引上げなどにより、地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない地方交付税制度とすることが必要である。
- ・ 今後、社会保障関係費の増加のみならず、こども・子育て支援加速化プランに掲げられた施策の拡充に伴う地方負担の増加が見込まれるとともに、国から地方に対し通知が発出されている労務費の適切な価格転嫁への対応など、政府が掲げる賃上げによる人件費や物価高の影響も含め地方自治体のサービス提供に係る委託料等の更なる増加が見込まれる。
- ・ こうした中で、本県を始め、自治体が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルール堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、各団体が真に必要な一般財源総額が確保・充実されることが重要である。
- ・ 臨時財政対策債については、国が負担の先送りを続けてきた結果、令和6年度末の本県の臨時財政対策債残高は約1.7兆円が見込まれ、全国の総額も約46兆円となる見込みであり、償還の進捗により減少傾向にはあるものの抜本的な解消を図る必要がある。
- ・ 加えて全道府県の臨時財政対策債発行可能額に占める本県の割合は、令和4年度の8.2%から令和5年度は10.1%とさらに高まっており、財政力の高い都市部の他府県も同様となっていることから、過度な傾斜配分とならないよう留意する必要がある。

◆参考

○一般会計県債残高の推移



単位: 億円

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
県債残高	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,426	38,380	37,795	37,169	36,429
対前年度増減	1,166	128	108	220	▲23	▲53	262	▲45	▲585	▲626	▲740
臨財債残高	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,394	18,254	17,842	17,160
臨財債を除く残高	23,092	22,341	21,809	21,395	20,855	20,539	20,641	19,986	19,541	19,328	19,269
対前年度増減	▲354	▲751	▲531	▲414	▲541	▲316	102	▲654	▲445	▲214	▲58
減収補填債残高	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,737	1,672	1,604	1,536	1,455
臨財債・補填債を除く残高	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	18,904	18,314	17,937	17,792	17,814
対前年度増減	▲305	▲781	▲554	▲494	▲547	▲394	▲294	▲590	▲377	▲145	22
県債依存度(当初予算)	18.0%	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%	9.0%	9.1%	8.5%

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

3 地方交付税措置のある地方債の期間延長等【新規】



要望先：総務省
県担当課：財政課

◆提案・要望

- (1) 令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている緊急浚渫推進事業などの地方交付税措置のある地方債については、期間延長の措置を講じること。
- (2) 長寿命化事業など中長期的に取り組むべき事業については、制度の恒久化について検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、緊急浚渫推進事業や長寿命化事業など令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債については積極的に活用を行っている。(長寿命化事業は令和4年度決算額全国1位)
- ・ さらに今後、本県では、激甚化する水災害や地震に対する防災・減災対策など、多様化する課題に対応するために付加価値の高い投資ニーズが高まっており、これらに着実に対応していく必要がある。
- ・ 一方、こうした多様な投資のニーズに対応する地方交付税措置のある多くの地方債が、令和6年度から8年度にかけて制度終了の期限として予定されている。
- ・ 特に令和6年度末に終了する予定の緊急浚渫推進事業は、現場精査の結果、撤去すべき土砂の量が想定より多いなどの理由により、活用期限までに完了できない見込みであり、引き続き対応すべき状況にある。
- ・ また、令和8年度末に終了する予定の長寿命化事業は、長寿命化計画に基づく計画的な改修に活用しており、今後、中長期的に継続して取り組んでいく必要がある。
- ・ その他、緊急的に行うべき橋りょうの耐震化や護岸の更新、脱炭素化に向けたLED改修や太陽光パネルの整備など、今後、多方面において投資に取り組むべき状況にある。
- ・ 地方交付税措置のある地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくため、有効な投資の財源となっている。
- ・ これらの地方債が全て予定どおり終了してしまうと、財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくことが困難となるといった課題が生じる。

◆参考

○令和6年度から令和8年度に制度終了が予定されている地方債の本県の活用状況 単位：百万円

活用期限	県債名称	本県の活用状況		
		令和4年度 決算額	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額
令和6年度末	緊急浚渫推進事業債	3,294	3,935	7,252
令和7年度末	緊急防災・減災事業債	5,462	6,294	13,316
	緊急自然災害防止対策事業債	6,947	8,008	8,188
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	13,156	9,397 [*]	12,278 [*]
	脱炭素化推進事業債	-	1,304	3,282
令和8年度末	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）	14,219	20,882	21,629

* 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の令和5年度当初予算額の欄には令和4年度2月補正予算額、令和6年度当初予算額の欄には令和5年度2月補正予算額を記載

4 直轄事業負担金制度の見直し



要望先：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省
県担当課：財政課、農村整備課、県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するように制度の運用を改善すること。
- (2) 国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法制化に向けた道筋を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

<直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	増 減
直轄事業負担金	114 億円	117 億円	▲3 億円